

gigbase傷害見舞金等支給規定

gigbase傷害見舞金等支給規定

gigbase傷害見舞金等支給規定（以下「本規定」といいます）は、ギグベース株式会社（以下「当社」といいます）が提供する、タレントへのサポート制度として傷害見舞金の支給に関する事項を定める。

第1条（給付対象の範囲）

当社が運営する「gigbase」で受託した業務を行うタレントが業務中に本規定の第3条に該当した場合に適用します（※業務に従事している間と証明できない場合は、給付対象外です）。

第2条（受給者）

本規定に定める傷害見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給します。

第3条（見舞金を支払う場合）

見舞金項目	支給内容
医療見舞金	給付対象者が業務中に傷害を被り、治療を要し、入院または通院した場合、治療実費に対して見舞金を支払います。
葬式費用見舞金	給付対象者が業務中に傷害を被った結果死亡し、葬式を行った場合、葬式にかかる実費に対し見舞金を支給します。
1日あたりの入院に伴う見舞金	給付対象者が業務中に傷害を被り、入院した場合、またはその後、入院後当該事故による傷害により就業不能および自宅療養となった場合、30日を上限に見舞金を支給します。
配偶者／被扶養者への見舞金	給付対象者が業務中に傷害を被った結果死亡した場合、配偶者や被扶養者（18歳以下の子供）の人数に応じて見舞金を支給します。

第4条（見舞金限度額）

支給項目	見舞金限度額（1事故あたり）
医療見舞金	最大50万円
葬式費用見舞金	最大100万円
1日あたりの入院に伴う見舞金	7,500円／日（最大30日間）
配偶者／被扶養者への見舞金	配偶者・被扶養者1名あたり15万円 ただし、給付対象者1名あたり最大45万円とする

第5条（各用語のご説明）

本規定において、次に掲げる用語は、次の定義に従うものとします。

1. 医療見舞金： 給付対象者が業務中に傷害を被り、治療を要し入院または通院した場合に、治療、X線検査、手術、投薬等、または当該見舞金請求時に必要となる診断書の取得等に必要となる医療費用（実際にタレントが支払った費用）をいいます。
2. 業務中： 業務中とは給付対象者がgigbase上で受託した業務に従事している間をいいます。ただし、法律上の資格を要する業務、公序良俗に反する業務および反社会的勢力に関連する業務を除きます。
3. 傷害： 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含みます。ただし、細菌性食中毒を除きます。
4. 治療： 医師法に定める医師または柔道整復師が必要であると認め、医師法に定める医師または柔道整復師が行う治療をいいます。
5. 入院： 給付対象者が業務中に傷害を被り、その直接の結果として、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。なお、入院した日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係法規の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる措置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、

gigbase傷害見舞金等支給規定

医療の給付としてされたものとみなされる処置)を含みます。

6. 通院：

給付対象者が業務中に傷害を被り、その直接の結果として、病院もしくは診療所に通い、または 往診により治療を受けることをいいます。治療を伴わない薬剤、診断書の受領等のためのもの も含みます。

7. 葬式費用見舞金：

給付対象者が業務中に傷害を被り、その直接の結果として傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合で、葬式（通夜、葬儀、告別式）を行った場合に実際にかかる費用。

8. 配偶者・被扶養者見舞金：

給付対象者が業務中に傷害を被り、その直接の結果として傷害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、給付対象者の配偶者または被扶養者に対する見舞金。

9. 1日あたりの入院に伴う見舞金：

業務中の事故により、タレントが入院した場合、入院後当該事故によるケガにより就業不能および自宅療養となった場合、30日を上限に見舞金を受け取ることができる。ただし、医師によつて、医学的見地により就業が困難であることの証明を必要とする。

第6条（見舞金を支払わない場合）

当社は、次に掲げる損害または事由によつて生じた損害に対しては、見舞金を支払いません。

1. gigbase上で受託した業務に従事している間に発生した損害であることを証明できない場合

2. 給付対象者の故意または重大な過失

3. 給付対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

5. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注1)

6. 核燃料物質^(注2)または核燃料物質によつて汚染された物^(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

7. 3から5までの事由に随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由

8. 風土病

9. 給付対象者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤またはシンナー等の使用

10. 給付対象者が法令に定められた運転資格^(注4)を持たない状態、または、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態での自動車または原動機付自転車の運転

11. 原因がいかなる場合でも、頸部症候群^(注5)腰痛またはその他の症状を訴えている場合で、いずれも給付対象者にそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

(注1) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によつて、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3) 核燃料物質によつて汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注4) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注5) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第7条（請求手続き）

給付対象者が本規定に基づく補償の給付を請求する場合には、その書類を当社に提出しなければならない（以下は書類の一例）。

(1) gigbase傷害見舞金等支給規定に規定する見舞金の申請に関する書類

(2) 医師または柔道整復師による当該事故に対する診断書、医師または柔道整復師による治療等に要した費用の領収証等。

(3) その他、当社が必要と認める書類

gigbase傷害見舞金等支給規定

事故が発生した場合のご連絡先

ギグベース株式会社 03-5445-2657
(電話受付時間 平日10:00~17:00)

以上

2021年11月30日制定
ギグベース株式会社
代表取締役 田中 祥司